

## 山形県立図書館雑誌スポンサー募集要領

### (目的)

第1条 雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、山形県立図書館(以下「図書館」という)の新たな図書資料等を確保し、もって県民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

### (内容)

第2条 雑誌スポンサーが雑誌の購入代金を負担し、購入した雑誌を図書館に配架する。提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面には広告を表示することができる。

なお、雑誌の調達は図書館が行い、納入された雑誌は図書館の所有とする。

### (広告の対象)

第3条 雑誌スポンサーが、「山形県立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」第4条第1項に該当する場合は、対象としない。

なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

### (雑誌の選定)

第4条 雑誌スポンサーは、図書館と協議のうえ、提供する雑誌を選定する。

### (広告の規格・表示方法)

第5条 提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等の表示とする。表示の大きさは、別表第1のとおりとし、貼付位置は最新号カバー底辺とする。

2 最新号の閲覧中でも、雑誌スポンサー名がわかるように雑誌架に表示する。

3 裏面の広告は、片面印刷のものとし、最新号カバーに収まる大きさとする。

4 表示期間は、契約期間内の発行雑誌とし、随時、広告の内容を変更することができる。

5 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

### (広告の期間)

第6条 広告の期間は、原則として1年間(4月1日~翌年3月31日)とし、年度の途中からの場合は、図書館が掲出を決定した月の翌月から3月31日までとする。

ただし、期間満了の3か月前までに、図書館又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

### (申込みの受付)

第7条 申込みは、随時受け付ける。

( 申込方法 )

第8条 雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、図書館に持参、ファクシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出する。

( 選定及び広告の内容審査 )

第9条 申込みがあった場合は、広告の内容について審査を実施する。

( 契 約 )

第10条 広告主に決定した場合は、覚書(様式第2号)により契約を締結する。

( 提供雑誌購入代金の支払い方法 )

第11条 雑誌スポンサーが提供する雑誌代金の支払いは、図書館が指定する納入業者に直接支払うものとする。

2 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算するものとする。

3 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

4 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振替えることができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年2月8日から施行する。